（酒類業振興・輸出促進室）

第四百九条　酒税課に、酒類業振興・輸出促進室を置く。

2　酒類業振興・輸出促進室は、第三百九十七条第五号及び第六号に掲げる事務のうち、酒類業の振興、酒類の輸出の促進及び国際的な事項に関する事務をつかさどる。

3　酒類業振興・輸出促進室に、室長を置く。

（国税実査官）

第四百十条　課税部及び徴収部を通じて国税実査官二百五十七人以内を置く。

2　［略］

（国税調査官）

第四百十二条　調査課に、国税調査官六十人以内を置く。

2　［略］

（国税局に置く部）

第四百四十三条の二　国税局に、次の表に掲げる部を置く。

名称	設置する部名
札幌国税局	総務部　課税部　徴収部　調査査察部
仙台国税局	総務部　課税第一部　課税第二部　徴収部　調査査察部
関東信越国税局	総務部　課税第一部　課税第二部　徴収部　調査査察部
東京国税局	総務部　情報システム部　課税第一部　課税第二部　徴収部　調査第一部　調査第二部　調査第三部　調査第四部　査察部
金沢国税局	総務部　課税部　徴収部　調査査察部
名古屋国税局	総務部　課税第一部　課税第二部　徴収部　調査部　査察部
大阪国税局	総務部　課税第一部　課税第二部　徴収部　調査第一部　調査第二部　査察部
広島国税局	総務部　課税第一部　課税第二部　徴収部　調査査察部
高松国税局	総務部　課税部　徴収部　調査査察部
福岡国税局	総務部　課税第一部　課税第二部　徴収部　調査査察部
熊本国税局	総務部　課税部　徴収部　調査査察部

（情報システム部の所掌事務）

第四百四十四条の二　情報システム部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国税庁の情報システムの開発及び運用の実施に関すること。

二　データ活用に係る重要な専門的事項についての実施に関すること。

三　国税庁の情報システムの整備及び管理に関する事務のうち、国税庁長官が特に必要があると認めた事項に関する事務に関すること。

（総務部に置く課等）

第四百五十三条　総務部に、次に掲げる課及び室を置く。

総務課

人事第一課

人事第二課

（輸出促進室）

第四百九条　酒税課に、輸出促進室を置く。

2　輸出促進室は、第三百九十七条第五号及び第六号に掲げる事務のうち、酒類の輸出の促進及び国際的な事項に関する事務をつかさどる。

3　輸出促進室に、室長を置く。

（国税実査官）

第四百十条　課税部及び徴収部を通じて国税実査官二百五十三人以内を置く。

2　［同上］

（国税調査官）

第四百十二条　調査課に、国税調査官五十六人以内を置く。

2　［同上］

（国税局に置く部）

第四百四十三条の二　国税局に、次の表に掲げる部を置く。

名称	設置する部名
札幌国税局	総務部　課税部　徴収部　調査査察部
仙台国税局	総務部　課税第一部　課税第二部　徴収部　調査査察部
関東信越国税局	総務部　課税第一部　課税第二部　徴収部　調査査察部
東京国税局	総務部　課税第一部　課税第二部　徴収部　調査第一部　調査第二部　調査第三部　調査第四部　査察部
金沢国税局	総務部　課税部　徴収部　調査査察部
名古屋国税局	総務部　課税第一部　課税第二部　徴収部　調査部　査察部
大阪国税局	総務部　課税第一部　課税第二部　徴収部　調査第一部　調査第二部　査察部
広島国税局	総務部　課税第一部　課税第二部　徴収部　調査査察部
高松国税局	総務部　課税部　徴収部　調査査察部
福岡国税局	総務部　課税第一部　課税第二部　徴収部　調査査察部
熊本国税局	総務部　課税部　徴収部　調査査察部

［条を加える。］

（総務部に置く課等）

第四百五十三条　総務部に、次に掲げる課及び室を置く。

総務課

人事第一課

人事第二課